

# 「未来技術活用プロジェクト誘致補助金」企画・広報・運營業務委託 企画提案の募集要領

## 1 趣旨

本要領は、「未来技術活用プロジェクト誘致補助金」企画・広報・運營業務委託における企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

## 2 目的

国内外の企業等が行う革新的な技術・サービスの実証プロジェクトを誘致することにより、地域課題の解決を図る。

ついては、その業務を効果的に実施するための企画・広報・運營業務にかかる企画提案を募集する。

「未来技術活用プロジェクト誘致補助金」制度概要

対象者 国内外の企業やスタートアップ企業等

対象経費 地域とともに取り組む革新的な技術やサービスの社会実装に係る経費の一部

上限額・補助率 3,000千円/件 1/2（採択予定6件）

## 3 委託業務の範囲

「未来技術活用プロジェクト誘致補助金」の実施に関する企画・広報・運營業務とする。

### (1) 企画業務

企画提案（テーマ検討、募集・広報手段等）、実施計画策定、企画調整打合せ など

### (2) 広報業務

事業の周知広報（ホームページ・応募フォームの更新、SNS等を使った国内外の企業等への周知）

### (3) 運營業務

事業提案募集、審査会、進捗管理（地域課題解決に向けた事業者・地域住民との調整）、成果報告会の開催 など

## 4 委託業務の内容

### (1) 募集テーマのブラッシュアップ

テーマの設定にあたっては、福井県が提案するテーマについて、課題を明確化するとともに、応募事業者にとって魅力的なビジネスチャンスとなるよう、県担当者とともに、ブラッシュアップを行う。

### (2) 提案募集要領および情報発信のホームページ等の作成・運営

ホームページ作成の際は、日本語および英語表記のものを作成すること。

令和3年度受託者からホームページのドメイン（co-fukui.jp）を買い取り、応募事業者においてサーバー利用料等の必要な経費を負担すること。（買い取り費用：10万円（税別））

ホームページの構成などについては引き継ぐ必要はなく、ドメイン名のみ引き継ぐこと。提案募集に向けては、WEB掲載用の原稿を作成すること。

また、ターゲット広告やチラシ、SNS等の各種媒体を用いた情報発信を行うこと。

(広報媒体や広報資料は、福井県未来戦略課の事前承認を受けること)

(3) 提案の受付および内容確認

応募事業者が有するネットワーク等を活用し、本事業の情報を発信すること。なお、提案を募集する前に応募事業者が有する情報発信手段を県担当者に報告すること。

提案があった場合は1週間に1回程度、県担当者に進捗を報告すること。

募集する事業者は、法人もしくは個人事業主とし、所在地は問わない。また、実証実験ができるプロダクト(技術・サービス)を有する事業者とする。

参考：令和3年度事業における応募提案数(51提案)

(4) 事業者の選定(書面審査、審査会の開催)

応募があった提案の中から実証実験を行う事業者を選定する(全体で6事業を選定)。

選定にあたっては、受託者において事前に書面審査を行い、外部有識者(地元企業代表者、県内の地域課題に精通する有識者など)・県庁関係各課等で組織する審査委員会を設置し、審査を行う。外部有識者については県担当者と協議して決定すること。

(5) 成果報告会の開催

実証実験の成果について、県民・市町職員および県内事業者等にひろく発表する成果報告会を開催すること。

成果報告会は、リアルおよびオンラインのハイブリッド開催とすること。

成果報告会の詳細については、別途、県担当者と打合せを行い決定すること。

(共通事項)

全体を通して、以下に定める業務を行うこととする。

- ・県担当者と事業者の打ち合わせの連絡調整、ファシリテートを行うこと。
- ・事業者の計画策定支援(社会情勢の変化や実証連携先との調整などにより計画の修正が必要となった場合を含む)および事業実施中の進捗管理を行うこと。
- ・地域住民への説明、実証実験・社会実装(地域課題解決)のための各種調整を行うこと。
- ・外国語での対応が必要となった場合、翻訳などの必要な対応を行うこと。
- ・実証や社会実装に係る経費等に対する県や市町の他支援策の紹介を行うこと。
- ・下記5のスケジュールどおり本事業が進められるよう、全体管理を行うこと。

## 5 提案募集から事業実施までのスケジュール(想定)

4月 受託者決定

9月 実証実験・社会実装の支援開始

令和5年2月 成果報告書の提出とりまとめ・終了評価

3月 成果報告会の実施、実績報告書の提出

## 6 予算限度額

委託料18,491千円

(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。)

## 7 企画提案書作成のポイント

- ・企画提案書（別紙様式1）は、上記の内容等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ・企画提案の内容については、採用決定後に県未来戦略課と協議の上、一部変更して実施することがある。
- ・実施に当たっては、可能な限り「福井県庁グリーン購入推進方針」（平成13年4月27日）に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。
- ・企画提案にあたっては、特に次の点について提案すること。
  - ① 未来技術活用プロジェクトは国内外の事業者によく広報・周知を行うことで、多くの提案を受けることが出来る。

このため、提案事業者がどのように本事業を広く広報するのか、その方法や対象などを提案すること。
  - ② 令和3年度事業においては、実証実験採択後に、課題提出団体（市町や県担当課）とのマッチングを行ったため、実証実験着手が遅れたという反省点がある。

実証実験応募事業者と課題提出団体とのミスマッチングを防ぎ、早期の実証実験実施など、どのように工夫し、どういった方法で行うとよいか、考え方や手法について提案を行うこと。

## 8 企画提案書の提出方法等について

### （1）参加者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ② 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本件業務の参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件業務における参加資格を喪失するものとする。
- ③ 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- ⑥ 過去5年間に、提案を求める業務と同種同等の業務を履行した実績を有する者であること。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

- 定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和4年3月31日（木）17時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）または <a href="#">電子申請</a>
③ 提出部数	1部
④ 提出先	福井県地域戦略部未来戦略課（福井県庁7階）
⑤ 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 企画提案参加申込書（別紙様式2）</li> <li>イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等）</li> <li>ウ 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）</li> <li>エ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3）（税務署）</li> <li>オ 過去に実施した同種または類似業務の概要（別紙様式3）</li> </ul>

(3) 資格審査の結果通知

上記(2)により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和4年4月4日（月）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和4年4月13日（水）12時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）または <a href="#">電子申請</a>
③ 提出部数	（紙資料の場合）7部、（電子申請の場合）1部
④ 提出先	福井県地域戦略部未来戦略課（福井県庁7階）
⑤ 提出書類	企画提案書（別紙様式1）

⑥ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。</li> <li>・提出された書類は、一切返却しない。</li> <li>・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。</li> </ul>
--------	--

## 9 質問および回答

質問は、必ず「質問票」（別紙様式4）により、令和4年4月6日（水）17時（必着）までに福井県未来戦略課宛へ提出すること。（FAX、電子メール可）

## 10 委託先候補者の選定等

### （1）企画提案書の審査

企画提案書の審査は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、4月20日（水）頃を予定しており、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを求める場合がある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、詳細を別途提案者に連絡する。

### （2）審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（実施内容、実現性、体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

### （3）選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

## 11 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

## 12 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

## 13 打合せ

本業務を進めるにあたっては、県担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

### 13 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1  
福井県地域戦略部未来戦略課（担当 吉田）

TEL : 0776-20-0258

FAX : 0776-20-0623

E-mail : [mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp](mailto:mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp)